

## 島本町人権擁護に関する基本条例の一部改正について

### 1 改正の背景

- ・ 本町では、住民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進するため、昭和 60 (1985)年に人権擁護に関する基本条例を制定し、人権施策の推進に努めてきました。なお、これまで条例が改正されたことはありません。
- ・ この間、さまざまな分野で人権に関する法整備が進んでいる一方、近年、情報技術の進展を背景に、インターネット上の誹謗中傷により人命が失われる事象が報じられるなど、人権に関する課題はこれまでも増して人々の生活に身近なものになっています。
- ・ こうした状況を踏まえ、人権擁護の重要性を改めて住民のみなさまと共有し、人権が尊重される社会の形成に資するため、条例の一部改正を行うものです。

### 2 主な改正内容

#### (1) 条例の目的、基本理念（表現の整理）

- ① 目的について、条例の制定以降、国において人権に関する法整備が進んでいることを踏まえるとともに、条例の位置づけをよりわかりやすく表現
- ② 基本理念について、条例前文にある「人間尊重のまちづくり」の理念をわかりやすく伝えることができるよう、表現全体を改める

#### (2) 人権侵害行為の禁止（新設）

人権侵害行為を容認しない社会の形成に資するとともに、人権啓発・教育、相談などの取組をより効果的に推進していくため、規定を新設

- 罰則規定なし
- 町の姿勢を明確にするもの

#### (3) 町の基本施策（表現の整理など）

- ① 町の基本施策について、よりわかりやすい表現となるよう文言を整理
- ② 国、府その他の関係機関等との連携により推進体制の充実に努める規定を新設

#### (4) 住民等の役割（新設）

誰もが人権侵害行為の被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、住民・事業者の役割を明らかにすることにより、人権が尊重される社会の形成に資するとともに、人権啓発・教育、相談などの取組をより効果的に推進していくため、規定を新設

### 3 改正予定時期

令和8年度中

- 審議会答申、パブリックコメントなどを経て、改正案を町議会に提案

**参考** 条例制定以降における法制定などの状況（主なもの）

成立年		名称
S60(1985)	町 府	人権擁護に関する基本条例 部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例
H10(1998)	府	人権尊重の社会づくり条例
H11(1999)	国	男女共同参画社会基本法
H12(2000)	国 国	児童虐待の防止等に関する法律 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
H13(2001)	国 国	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）※
H14(2002)	府	男女共同参画推進条例
H15(2003)	国	個人情報の保護に関する法律
H17(2005)	国	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
H18(2006)	町	男女共同参画推進条例
H23(2011)	国 府	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 子どもを虐待から守る条例
H24(2012)	府	子どもを性犯罪から守る条例
H25(2013)	国	いじめ防止対策推進法
H28(2016)	国 国 国 府	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法） 障がい者差別解消条例
R1(2019)	府 府	性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例
R3(2021)	国	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
R4(2022)	府	インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例
R5(2023)	国	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

※ R6(2024) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）に改正